

常葉大学及び常葉大学短期大学部における研究活動及び研究費等 に関する取扱規程

[平成 27 年 9 月 28 日制定]

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人常葉大学（以下「法人」という。）が設置する常葉大学（以下「大学」という。）及び常葉大学短期大学部（以下「短大」という。）における研究活動及び研究費等に関する必要な事項を定め、その適正な管理・運営を図ることとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「研究費等」とは次に掲げる経費をいい、「研究活動」とは次項に規定する教職員等が研究費等を活用して行う研究活動をいう。

- (1) 国から配分される研究に係る競争的資金等（国が所管する独立行政法人等から配分される資金等も含む。）
- (2) 地方公共団体から配分される研究に係る競争的資金等（地方公共団体が所管する独立行政法人等から配分される資金等も含む。）
- (3) 外部機関からの受託研究費及び寄附金並びに外部機関との共同研究費
- (4) その他大学及び短大の責任において管理すべき研究費等

2 この規程において「教職員等」とは、大学及び短大に雇用されるすべての者、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律により大学及び短大に勤務する者、大学及び短大の施設設備を利用して研究に携わる者、大学及び短大の学生（研究生その他大学及び短大において研究に携わる者を含む。）をいう。

3 この規程において「不正行為」とは、研究活動に係る特定不正行為及び不適切な行為の総称をいう。これは、次に掲げる行為、並びにそれらを助力する行為（証拠隠滅又は立証妨害をすることを含む）をいう。ただし、適切な方法により正当に得られた研究成果が、結果的に誤りであった場合は不正行為に該当しないものとする。

- (1) ねつ造（特定不正行為）とは、存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (2) 改ざん（特定不正行為）とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- (3) 盗用（特定不正行為）とは、他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該他者の了解又は適切な表示なく流用する行為
- (4) 同じ研究成果の重複発表（不適切な行為）とは、印刷物、電子出版物を問わず、原著性が要求されている場合に、既発表の論文又は他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為
- (5) 論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ（不適切な行為）とは、研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含め、もしくは著者としての資格を有する者を除外する行為
- (6) その他、「常葉大学 研究行動規範」をはじめとした諸規程を含む関係法令等に反する行為（不適切な行為）

4 この規程において「不正使用等」とは、虚偽の請求に基づき研究費を支出すること、法令等に違反して研究費等を支出すること及び偽りその他の不正な手段により研究費等の支給を受けることをいう。

(責任者及び権限)

第3条 大学及び短大における研究活動及び研究費等を適正に管理・運営するために、次の各号に掲げる者は、その責任者としてそれぞれに掲げる責任を負うものとする。

(1) 学長は、最高管理責任者として大学又は短大の全体を統括し、研究活動及び研究費等の管理・運営について最終責任を負うものとする。

(2) 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、第3号に規定する統括管理責任者、第4号に規定するコンプライアンス推進責任者が研究活動及び研究費等の適正な管理・運営が執行できるよう適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

(3) 副学長は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、研究活動及び研究費等の管理・運営について所管するキャンパスの全体又は短大を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

(4) 学部長、研究科長(短大においては科長とする。)及び事務局長は、コンプライアンス推進責任者として所管する学部、研究科及び事務局の研究活動及び研究費等の実質的な責任と権限を持つとともに、次の号に掲げる研究倫理教育責任者の計画する研究倫理教育等を実施し、その受講状況を管理監督する。

(5) 研究倫理委員長は、研究倫理教育責任者として実質的な責任と権限を有し、研究倫理教育の計画を立案する。また、学生の研究倫理向上のため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進するものとする。

(研究活動及び研究費等の管理)

第4条 研究活動及び研究費等は、税金、学納金及び教育研究活動の支援等によるものであり、その目的に則り実施及び使用するものであることを認識して、適正な管理を行うものとする。

(個人情報保護)

第5条 教職員等は、研究に関わる個人情報については、「学校法人常葉大学 個人情報保護規程」を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

2 教職員等は、研究のために収集した資料、情報及びデータ等で、個人を特定できるものを、本人の同意なしに他に洩らしてはならない。

3 教職員等は、個人情報の取り扱いに関する苦情等には誠実に対応しなければならない。

4 教職員等は、組織又は団体等から当該組織又は団体等に関する資料、情報及びデータ等の提供を受ける場合も前3項に準ずるものとする。

(資料、情報及びデータ等の利用及び管理)

第6条 教職員等は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏えい及び改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 教職員等は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等について、必要と認められる場合はいつでも第三者に開示することができるよう、「常葉大学における研究データの保存及び公開に関する取扱内規」に定める期間について、保存しなければならない。

(研究成果の発表)

第7条 教職員等は、研究の成果を広く社会に還元するため、原則として公表しなければならない。ただし、産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとすることができる。

2 教職員等は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

(オーサーシップ)

第8条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

(ハラスメント)

第9条 教職員等は、「常葉大学及び常葉大学短期大学部 ハラスメント対策規程」を遵守し、研究に関わる全ての人々が対等な個人として尊重され、ハラスメントのない状態を確保しなければならない。

(教職員等の責務)

第10条 教職員等は、常に高い倫理性を持ち、関係法令並びに法人及び大学又は短大の諸規程等を遵守し、研究活動の不正行為及び研究費等の不正使用等をしてはならない。また、研究を行うにあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 教職員等は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、良心と信念に従って、誠実に行動しなければならない。
- (2) 教職員等は、人間の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。
- (3) 教職員等は、共同教職員等が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。
- (4) 教職員等は、学生が共に研究活動に加わるときは、学生が不利益を被らないよう十分な配慮するとともに、この規程を踏まえた指導を行わなければならない。
- (5) 教職員等は、研究遂行中において、法令違反等がないかの確認のため、情報の提示を求められた場合には、誠実に対応しなければならない。

(研究活動及び研究費等不正調査委員会の設置)

第11条 大学及び短大における研究活動及び研究費等に係る不正行為及び不正使用等の調査並びに調査結果の認定を検討するため、常葉大学研究活動及び研究費等不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）（短大においては常葉大学短期大学部 研究活動及び研究費等不正調査委員会）を置く。

2 調査委員会の運営等に関する事項については、最高管理責任者が別に定める。

(改善策の実施等)

第12条 統括管理責任者は、大学及び短大において不正を発生させる要因があると認められる場合には、大学又は短大全体に起因するものにあつては最高管理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

2 最高管理責任者は、前項により報告を受けた場合は、改善策を作成し、統括管理責任者に改善策の実施を指示する。最高管理責任者は、不正を発生させる要因が学校法人経理規則等によるものにあつては、理事長と協議し、改善策を作成するものとする。

3 統括管理責任者は、所管するキャンパス、学部、研究科、学科及び事務局等に起因するものにあつてはコンプライアンス推進責任者に改善を命ずるとともに最高管理責任者に報告する。ただし、所管するキャンパス全体に起因するものについては、統括管理責任者自らが改善に当たるものとする。

- 4 コンプライアンス推進責任者は、前項の規定により改善の命を受けたときは、その改善策を作成し、これを実施する。その実施が完了したときは、統括管理責任者に報告する。
- 5 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容が適当と認められる場合には、その内容を最高管理責任者に報告する。なお、報告内容が不適当と認められる場合には、コンプライアンス推進責任者に対し、再度、改善を求めるものとする。

(相談窓口の設置)

- 第 13 条 大学及び短大における研究活動及び研究費等に関する学内外からの相談の受付、及び効率的な研究活動を支援するため、学長室に相談窓口をおく。
- 2 前項の相談の受付方法は、電子メール、電話、FAX、書面及び窓口における面談によるものとする。
 - 3 相談窓口の取扱いについては、学長が別に定めるものとする。

(通報(告発)窓口の設置)

- 第 14 条 大学及び短大における研究活動の不正行為及び研究費等の不正使用等に係る学内外からの通報(告発)を受け付けるため、法人本部総務課に通報(告発)窓口を置く。
- 2 前項の通報(告発)の受付方法は、電子メール、電話、FAX、書面及び窓口における面談によるものとする。
 - 3 第 1 項の通報(告発)窓口の担当者は、通報(告発)を受け付けたときは、直ちに理事長及び大学又は短大の研究担当者に報告するものとする。
 - 4 通報(告発)窓口及び通報(告発)に対する取扱いについては、学長が別に定めるものとする。

(内部監査)

- 第 15 条 研究活動及び研究費等の適正な管理・運営を図るため、大学又は短大自らが研究に関する内部監査を法人本部監査部と連携して実施するものとする。
- 2 前項に規定する内部監査の実施については、学長が別に定めるものとする。

(情報公開)

- 第 16 条 最高管理責任者は、次の各号に掲げる事項について、大学及び短大のホームページに掲載するなどにより公表するものとする。
- (1) 研究活動及び研究費等に係る不正防止計画
 - (2) 研究活動における不正行為防止に関する組織体制
 - (3) 不正行為のおそれがある場合の調査手続きや方法に関する規程
 - (4) 通報(告発)窓口

(委任)

- 第 17 条 この規程に定めるもののほか、研究活動及び研究費等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

- 第 18 条 この規程の改廃は、常葉大学部長会及び常葉大学短期大学部科長会の議を経て、学長がこれを行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 9 月 28 日から施行する。
- 2 学校法人常葉学園公的研究費補助金取扱規程（平成 20 年 3 月 1 日制定）は、
廃止する。

附 則

この改正は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 27 日から施行する。